

秘密情報の取扱いについて

1. 法律の規定ぶり

P R T R制度の下では、請求に基づき、個別の届出事業者に関する全ての届出事項（化学物質名、事業所名、排出量等）が開示されることとなるが、これらの中には当該届出事業者の正当な秘密情報と関連性を有するものが想定され、その場合これらを公表することは当該届出事業者の競争上の地位等を害するおそれがあることから、諸外国の例においても、秘密情報の保護に関する規定が置かれているのが通例である。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律（化学物質管理促進法、P R T R法）において、秘密情報^{（注）}として保護されるためには、届出に係る第一種指定化学物質の取扱いに関する情報が、秘密として管理されている、生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないもの」であることが必要とされている（法第6条第1項）。

秘密情報に該当するか否かの判断は、第一種指定化学物質等取扱事業者の請求に基づき、事業を所管する大臣が行う（同条第4項及び第5項）。

また、秘密情報に該当すると認められた場合、第一種指定化学物質の名称に代えて「対応化学物質分類名」（大括りの名称）によってファイルに記録され（法第7条1項）、開示についてもその対応化学物質分類名で行われる。

（注）本法においては、不正競争防止法の「営業秘密」の定義から「営業上の情報」が除かれているので、ここでは区別して「秘密情報」と表記する。

2. 秘密情報の要件とその考え方

(1) 基本的な考え方

法第6条第1項は、不正競争防止法の営業秘密に関する規定をモデルとしており、同法の実際の運用を適宜参考にしつつ、一方で、本法における秘密情報の判断は、PRTR制度の目的に沿うよう、客観的な基準に照らして、厳格かつ限定的に行うことが必要である。

(2) 各要件の具体的な内容

法第6条第1項に規定されている各要件は、不正競争防止法の営業秘密に関する規定の実際の運用等に照らし、以下のように解することが適当と考えられる。

届出事項と秘密情報の関連性

第一種指定化学物質の名称及びその年間の排出量等が開示されることによって、事業者の技術上の情報が競業者等に知られてしまう可能性がないような場合には、秘密情報と扱うのは不適切である。

秘密として管理されていること（秘密管理）

請求を行う事業者は、その事業所内で秘密情報であることが客観的に認識できる状態で管理していなければならない、その事業所の外へ当該情報を提供する際には、提供相手が確実に当該情報の管理を行うよう適切な措置を講じていなければならない。通常は、秘密情報の収納・保管・破棄方法等を定めた管理規定等管理体制の整備がなされていないなかったり、秘密情報とされる情報を含む製品の販売にあたって秘密保持契約を結んでいないような場合には、秘密として管理しているとは認められないと考えられる。

（参考）エーアンドネイチャー事件判決（札幌地裁平成6年7月8日決定）は、「(i) 当該情報にアクセスできる者を制限していること、(ii) 当該情報にアクセスした者に対し、権限なしに使用・開示してはならない旨の義務が課されていること、(iii) 当該情報にアクセスした者に当該情報が財産的情報であることを認識できるようにしていること」を「秘密として管理している」状況の判断基準として挙げている。

生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であること（有用性）

保護の対象となるのは、財・サービスの提供活動に関し、生産、研究開発、経営効率の改善等の事業活動に有用な価値を有する「技術上の」情報であり、例えば、製品の製法、生産工程の効率改善のための技術等が該当すると考えられる。

公然と知られていないこと（非公知性）

秘密情報が不特定の者に知りうる状態にはないことであり、例えば、学会誌等に既に発表されていたり、特許の取得によって公になってしまっている情報については、「公然と知られていない」とは認められないと考えられる。また、事業者が販売している製品について、リバース・エンジニアリングによって容易に秘密とされる情報が明らかになってしまう場合、当該製品の組成に関する情報が公然と知られていないとは認められないと考えられる。

（参考）フォセコ・ジャパン事件判決（奈良地裁昭和45年10月23日判決）は、製品の成分の「完全な分析は高度の専門的知識と技術をもってしても相当に困難なことで、相当長期の研究が必要である」ことなどから、当該情報が公知であるとは言えない旨を判示した。

3．対応化学物質分類名について

(1) 分類の基本的な考え方

秘密情報を保護するために、具体的な化学物質名に代えて大括りの対応化学物質分類名を開示するという当該規定の趣旨に照し、個別化学物質が特定されないよう秘密性を確保しつつ、排出されている化学物質の性質に関する何らかの有用な情報が明らかになるような分類とすることが必要であると考えられる。

また、届出事業者の裁量で分類名は自由に記載できるとする方法や、国が示す分類に従って届出事業者が当該分類を選択する方法も考えられるが、当該請求に係る対応分類の統一性を担保する観点から、具体的な化学物質名に一対一対応する対応化学物質分類名を国が定めるのが適当であると考えられる。

(2) 分類方法の検討

通常、化学物質の分類方法として考えられるのは、構造分類である。構造分類は、一般的には、機械的・中立的に分類が可能であり、また、化学物質の性質に関する基本的な情報を提供することができると考えられる。

何らかの有用な情報の提供という観点からは、例えば、人の健康への影響に基づいて分類するという事も考えられるが、全ての対象物質について十分なデータが揃っておらず、現時点においては、多岐にわたる毒性項目を基に一律の分類を簡易に行うことは困難である。また、化学物質の環境中での存在量や生産・輸入量で分類するといった方法も考えられるが、これらの量は年とともに変動し、そのたびに区分が変更されることとなり不適切であると考えられる。

(3) 具体的な分類（案）

我が国において30年近くにわたり一般的に使われ、体系的に整理された化学物質の構造分類方法である化学物質審査規制法（化審法）の既存化学物質名簿における構造分類を参考とし、必要以上に細分化した分類とすることによって個別の化学物質名が類推されることのないよう若干の補正を加え、一つの区分に10数種から40種類程度の第一種指定化学物質が分類されるよう、総計13の対応化学物質分類名の区分を設定した（別添参照）。

（注） なお、有機金属化合物及び高分子化合物については、以下のとおり整理した。
有機金属化合物は、その有機部分の構造により複数の分類にまたがり特定できないため、「無機化合物及び有機金属化合物」として、「第一分類」に分類した。
高分子化合物の4物質は、その基本骨格から「第三分類」、「第八分類」又は「第十一分類」に分類した。

4．請求に際しての提出書類

届出事業者が秘密情報の請求をする際には、主務大臣は、所定の様式に従った請求書に加えて、秘密情報に関する各要件の立証に資する書類の提出を求めるべきである。

5．秘密情報の審査制度の今後の運用について

本法における秘密情報に関する制度が濫用されることなく、可能な限り統一的な運用が図られるよう、各主務省庁において共通に適用される具体的な審査基準を作成し、公表するものとする。

また、関係省庁連絡会議等を通じて、秘密情報に関する制度の運用に関して各主務省庁間の連携を密にすることとする。

(参考1) 秘密情報の取扱いに関する条文等(抜粋)

(対応化学物質分類名への変更)

第六条 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称(以下「対応化学物質分類名」という。)をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、前条第二項の規定による届出と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

(届出事項の通知等)

第七条 主務大臣は、第五条第二項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項を経済産業大臣及び環境大臣に通知するものとする。ただし、当該届出に係る事項のうち第一種指定化学物質の名称について前条第一項の請求があったときは、当該第一種指定化学物質の名称については、対応化学物質分類名をもって通知するものとする。

2 主務大臣は、前条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の決定をしたときは、当該決定に係る第一種指定化学物質の名称を経済産業大臣及び環境大臣並びに当該決定に係る関係都道府県知事に通知するものとする。この場合において、当該通知は、同条第五項の規定による第一種指定化学物質等取扱事業者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに行うものとする。

法制定時の国会附帯決議(平成11年7月)

- ・「営業秘密の審査に当たっては、法律の趣旨に照らし、厳格かつ公正に行うこと。」
(衆議院 商工委員会付帯決議)
- ・「営業秘密の審査に当たっては、諸外国の実情等を勘案し、厳正かつ公正に行うとともに、環境庁長官又は都道府県の説明要求に対しては、事業を所管する主務大臣は十分納得できる説明を行うこと。」(参議院 国土・環境委員会付帯決議)

不正競争防止法(抄)

第2条 (定義)

4 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

(参考2) 米国のTRI制度における秘密情報の取扱いについて

1. 制度の概要

「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法(EPCRA)」に基づくTRI制度において、事業者は、化学物質の特定(chemical identity)に関する情報については、企業秘密(trade secret)を理由として公開を拒むことを主張でき、米国環境保護庁(EPA)がその主張を認めるか否かを判断する。

2. 企業秘密の要件(§ 322)

- (1) 企業秘密を主張する情報を、地方委員会、政府職員、施設従業員、守秘義務を課された者以外に公開していないこと及び情報の秘密性を保護するための手段をとり、かつ今後もそうした手段をとり続ける意志があること。
- (2) 他の連邦法、州法で公開することが求められていないこと。
- (3) 情報開示が競争上の地位に実質的な損害をもたらす蓋然性があること。
- (4) リバースエンジニアリングによって対象化学物質の名称が容易に判明しないこと。

3. 企業秘密の立証(40 C.F.R. § 350.7)

以下の事項についての立証をEPAに提出しなければならない、とされている。

- (1) 企業秘密とされる化学物質名の機密性を保護するため、どのような特別の対策をとっているかを記述せよ。また、その対策は将来にわたって継続するものか。
- (2) 企業秘密とされる情報を、他者(地域の緊急計画のメンバー、連邦、州又は地方政府の職員又は従業員若しくは自社の従業員以外の者)であって機密保持契約により企業秘密情報を他に開示しないこととされていない者に対して開示したことがあるか。
- (3) 地方、州、連邦政府機関に対し、特定の化学物質名を開示した実績を全て示せ。それぞれについて、化学物質名についての機密性を主張したかどうか、また、政府はその主張を否認したかどうかを示せ。
- (4) 企業秘密の主張の有効性を示すため、企業秘密とされる化学物質の用途を特定し、なぜそれが競合企業にとって関心のある秘密であるのかを示さなければならない。このため、以下の事項を記載せよ。
 - (i) 企業秘密とされる化学物質の用途を記述せよ。その際、それが用いられている製品又は工程を特定せよ。(もし、その化学物質が製品の一部として又は製造工程で用いられているのであれば、それが使用される行為名を特定せよ。)
 - (ii) 特許、出版物その他の一般に又は貴社が考える競合者が入手可能な情報源において、企業秘密とされる特定の化学物質名と貴社の社名又は事業所名が関連づけられた例があるか? なぜこの知識が企業秘密を正当化する理由を無効化しないのか説明せよ。
 - (iii) もし企業秘密とされる化学物質を使用していることが貴社の外部において知られていないのであれば、届出様式に記載される化学物質名が公開されることによって、競業者はいかにして秘密とされる化学物質の当該使用を推定できるのか説明せよ。
 - (iv) 企業秘密とされる化学物質の使用が競合者にとって有用な情報であるのは何故か説明せよ。
- (5) 特定の化学物質名を公開することによって生ずるとされる競争上の損害の性質を示せ。そして、なぜそのような損害が本質的なものであるのか示せ。
- (6)
 - (i) 企業秘密とされる化学物質は、製品又は環境への排出によってどの程度一般に又は貴社が考える競合者が入手可能になっているか?
 - (ii) 製品や廃棄物についての化学的分析によって企業秘密とされる特定の化学物質名を決定するコストに影響する要因はどのようなものがあるか記述せよ。(例えばその化学物質が純物質か混合物か)

4. 企業秘密の実際の取扱い状況

1995年度の実績では、全体の届出が約7万3千件あり、そのうち、企業秘密と扱われたのは13件のみ。1998年度は、18件が企業秘密を申請したが、その後8件は申請を取り下げた。

(別添)

対応化学物質分類名(詳細)

化審法構造別分類整理番号範囲	対応化学物質分類名(案)	内 容	物質数
A	第一分類	無機化合物及び有機金属化合物	27
B 1 0 0 ~ B 2 9 9	第二分類	鎖状炭化水素及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物	41
B 3 0 0 ~ B 5 9 9	第三分類	アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド及びケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物	28
B 6 0 0 ~ B 6 9 9	第四分類	カルボン酸系及びその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物	28
B 7 0 0 ~ B 9 9 9	第五分類	その他の鎖状炭化水素化合物	27
C 1 0 0 ~ C 2 9 9	第六分類	単環炭化水素及びハロゲン化単環炭化水素化合物	14
C 3 0 0 ~ C 3 9 9	第七分類	アミン系、ニトロ系及びアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物	35
C 4 0 0 ~ C 5 9 9	第八分類	アルコール、エーテル、アルデヒド及びケトンの構造を有する単環炭化水素化合物	28
C 6 0 0 ~ C 8 9 9	第九分類	カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系、シアン酸系及びそれら誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物並びに脂環式単環炭化水素化合物	34
C 9 0 0 ~ C 9 9 9	第十分類	その他の単環炭化水素化合物	17
D	第十一分類	多環炭化水素化合物	13
E 1 0 0 ~ E 3 9 9	第十二分類	三から五原子環の複素環化合物	24
E 4 0 0 ~ E 6 9 9	第十三分類	その他の複素環化合物	38

第1種指定化学物質分類表

政令 番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別 分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
64	銀及びその水溶性化合物	A 1 0 1	第一分類 無機化合物及び有機金属化合物
252	砒素及びその無機化合物	A 1 0 3	
304	ほう素及びその化合物	A 1 0 5	
243	バリウム及びその水溶性化合物	A 1 0 6	
294	ベリリウム及びその化合物	A 1 0 7	
241	二硫化炭素	A 1 0 9	
108	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	A 1 1 0	
305	ホスゲン	A 1 1 1	
60	カドミウム及びその化合物	A 1 1 3	
100	コバルト及びその化合物	A 1 1 6	
68	クロム及び3価クロム化合物	A 1 1 7	
69	6価クロム化合物	A 1 1 7	
107	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	A 1 1 9	
283	ふっ化水素及びその水溶性塩	A 1 2 7	
175	水銀及びその化合物	A 1 2 9	
311	マンガン及びその化合物	A 1 3 8	
346	モリブデン及びその化合物	A 1 3 9	
253	ヒドラジン	A 1 4 1	
231	ニッケル	A 1 4 5	
232	ニッケル化合物	A 1 4 5	
230	鉛及びその化合物	A 1 4 7	
25	アンチモン及びその化合物	A 1 5 5	
178	セレン及びその化合物	A 1 5 7	
26	石綿	A 1 5 8	
176	有機スズ化合物	A 1 6 0	
99	五酸化バナジウム	A 1 6 8	
1	亜鉛の水溶性化合物	A 1 7 2	
28	イソブレン	B 1 2 2	第二分類 鎖状炭化水素及び八口 ゲン化鎖状炭化水素化 合物
268	1,3-ブタジエン	B 1 2 2	
74	クロロエタン	B 2 1 1	
77	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	B 2 1 1	
95	クロロホルム	B 2 1 1	
96	クロロメタン(別名塩化メチル)	B 2 1 1	
112	四塩化炭素	B 2 1 1	
116	1,2-ジクロロエタン	B 2 1 1	
135	1,2-ジクロロプロパン	B 2 1 1	
145	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	B 2 1 1	
210	1,1,2-トリクロロエタン	B 2 1 1	
287	2-ブロモプロパン	B 2 1 1	
288	ブロモメタン(別名臭化メチル)	B 2 1 1	

第 1 種指定化学物質分類表

政令 番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別 分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
84	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名H C F C -142 b)	B 2 1 2	
85	クロロジフルオロメタン(別名H C F C -22)	B 2 1 2	
86	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名H C F C -124)	B 2 1 2	
87	クロロトリフルオロエタン(別名H C F C -133)	B 2 1 2	
88	クロロトリフルオロメタン(別名C F C -13)	B 2 1 2	
94	クロロペンタフルオロエタン(別名C F C -115)	B 2 1 2	
121	ジクロロジフルオロメタン(別名C F C -12)	B 2 1 2	
123	ジクロロテトラフルオロエタン(別名C F C -114)	B 2 1 2	
124	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名H C F C -123)	B 2 1 2	
132	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名H C F C -141 b)	B 2 1 2	
133	ジクロロフルオロメタン(別名H C F C -21)	B 2 1 2	
144	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名H C F C -225)	B 2 1 2	
162	ジブロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)	B 2 1 2	
201	テトラクロロジフルオロエタン(別名C F C -112)	B 2 1 2	
209	1,1,1-トリクロロエタン	B 2 1 2	
213	トリクロロトリフルオロエタン(別名C F C -113)	B 2 1 2	
217	トリクロロフルオロメタン(別名C F C -11)	B 2 1 2	
285	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)	B 2 1 2	
286	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)	B 2 1 2	
91	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)	B 2 2 1	
117	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	B 2 2 1	
118	cis-1,2-ジクロロエチレン	B 2 2 1	
119	trans-1,2-ジクロロエチレン	B 2 2 1	
137	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)	B 2 2 1	
200	テトラクロロエチレン	B 2 2 1	
203	テトラフルオロエチレン	B 2 2 1	
211	トリクロロエチレン	B 2 2 1	
222	トリブロモメタン(別名プロモホルム)	B 2 2 1	
17	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)	B 3 1 1	第三分類
46	エチレンジアミン	B 3 1 1	アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド及びケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物
292	ヘキサメチレンジアミン	B 3 1 1	
251	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド	B 3 1 4	
166	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	B 3 3 0	
214	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)	B 3 3 0	
58	1-オクタノール	B 4 1 1	
223	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	B 4 1 1	
42	エチレンオキシド	B 4 2 1	
55	2,3-エポキシ-1-プロパノール	B 4 2 1	
56	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)	B 4 2 1	
43	エチレングリコール	B 4 2 2	
22	アリルアルコール	B 4 3 1	
54	エピクロロヒドリン	B 4 4 0	
134	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	B 4 4 0	
16	2-アミノエタノール	B 4 5 1	
109	2-(ジエチルアミノ)エタノール	B 4 5 1	

第1種指定化学物質分類表

政令 番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別 分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
160	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール	B 4 5 1	
307	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	B 4 6 1 (G 1	
23	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	B 4 6 3	
44	エチレングリコールモノエチルエーテル	B 4 6 3	
45	エチレングリコールモノメチルエーテル	B 4 6 3	
11	アセトアルデヒド	B 5 1 1	
310	ホルムアルデヒド	B 5 1 1	
65	グリオキサール	B 5 1 2	
66	グルタルアルデヒド	B 5 1 2	
8	アクロレイン	B 5 2 0	
208	トリクロロアセトアルデヒド	B 5 3 1	
101	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	B 6 1 5	第四分類
102	酢酸ビニル	B 6 1 5	カルボン酸及びその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物
103	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)	B 6 1 5	
172	N,N-ジメチルホルムアミド	B 6 1 6	
9	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)	B 6 2 1	
2	アクリルアミド	B 6 3 1	
3	アクリル酸	B 6 3 1	
4	アクリル酸エチル	B 6 3 1	
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	B 6 3 1	
6	アクリル酸メチル	B 6 3 1	
314	メタクリル酸	B 6 3 1	
315	メタクリル酸2-エチルヘキシル	B 6 3 1	
316	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	B 6 3 1	
317	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル	B 6 3 1	
318	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	B 6 3 1	
319	メタクリル酸n-ブチル	B 6 3 1	
320	メタクリル酸メチル	B 6 3 1	
313	無水マレイン酸	B 6 3 2	
70	クロロアセチル=クロリド	B 6 4 1	
80	クロロ酢酸	B 6 4 1	
47	エチレンジアミン四酢酸	B 6 5 1	
233	ニトリロ三酢酸	B 6 5 1	
345	メルカプト酢酸	B 6 6 4	

第1種指定化学物質分類表

政令 番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別 分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
10	アジポニトリル	B 6 8 1	
12	アセトニトリル	B 6 8 1	
7	アクリロニトリル	B 6 8 2	
321	メタクリロニトリル	B 6 8 2	
13	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	B 6 8 4	
235	ニトログリコール	B 7 2 1	第五分類
236	ニトログリセリン	B 7 2 1	その他の鎖状炭化水素 化合物
293	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	B 8 1 0	
324	メチル=イソチオシアネート	B 8 2 0	
33	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)	B 8 4 7	
48	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)	B 8 5 2	
49	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)	B 8 5 2	
50	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマン)	B 8 5 2	
204	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)	B 8 5 2	
249	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)	B 8 5 2	
250	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)	B 8 5 2	
284	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	B 8 5 2	
333	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	B 8 5 2	
181	チオ尿素	B 8 5 3	
349	りん酸1,2-ジプロモ-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド又はB R P)	B 9 2 1	
350	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はD D V P)	B 9 2 1	
351	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトボス)	B 9 2 1	
352	りん酸トリス(2-クロロエチル)	B 9 2 1	
354	りん酸トリ-n-ブチル	B 9 2 1	
149	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)	B 9 2 3	
151	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)	B 9 2 3	
155	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)	B 9 2 3	
156	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)	B 9 2 3	
191	チオリン酸O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名バミドチオン)	B 9 2 3	
248	ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-O,O',O'-テトラエチル(別名エチオン)	B 9 2 3	
167	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)	B 9 2 5	
20	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)	B 9 2 6	
40	エチルベンゼン	C 1 1 0	第六分類
63	キシレン	C 1 1 0	単環炭化水素及びハロ ゲン化単環炭化水素化 合物
224	1,3,5-トリメチルベンゼン	C 1 1 0	
227	トルエン	C 1 1 0	

第1種指定化学物質分類表

政令 番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別 分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
299	ベンゼン	C 1 1 0	
177	スチレン	C 1 2 0	
335	-メチルスチレン	C 1 2 0	
89	o-クロロトルエン	C 2 1 1	
93	クロロベンゼン	C 2 1 1	
139	o-ジクロロベンゼン	C 2 1 1	
140	p-ジクロロベンゼン	C 2 1 1	
295	ベンジリジン=トリクロリド	C 2 2 1	
296	ベンジリデン=ジクロリド	C 2 2 1	
297	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	C 2 2 1	
238	N-ニトロソジフェニルアミン	C 3 2 0	第七分類
15	アニリン	C 3 3 1	アミン系、ニトロ系及びアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物
159	ジフェニルアミン	C 3 3 1	
163	2,6-ジメチルアニリン	C 3 3 1	
164	3,4-ジメチルアニリン	C 3 3 1	
225	o-トルイジン	C 3 3 1	
226	p-トルイジン	C 3 3 1	
323	N-メチルアニリン	C 3 3 1	
262	o-フェニレンジアミン	C 3 3 2	
263	p-フェニレンジアミン	C 3 3 2	
264	m-フェニレンジアミン	C 3 3 2	
71	o-クロロアニリン	C 3 4 1	
72	p-クロロアニリン	C 3 4 1	
73	m-クロロアニリン	C 3 4 1	
129	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)	C 3 4 1	
130	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)	C 3 4 1	
332	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名アミトラズ)	C 3 4 1	
52	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)	C 3 4 3	
76	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)	C 3 4 3	
81	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)	C 3 4 3	
82	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)	C 3 4 3	
98	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)	C 3 4 3	
136	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)	C 3 4 3	
228	2,4-トルエンジアミン	C 3 4 3	
237	p-ニトロクロロベンゼン	C 3 5 1	
38	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ペンディメタリン)	C 3 6 1	
83	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	C 3 6 1	
127	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン	C 3 6 1	
128	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	C 3 6 1	

第1種指定化学物質分類表

政令 番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別 分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
157	ジニトロトルエン	C 3 6 1	
219	2,4,6-トリニトロトルエン	C 3 6 1	
220	2,4,6-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン (別名トリフルラリン)	C 3 6 1	
234	p-ニトロアニリン	C 3 6 1	
240	ニトロベンゼン	C 3 6 1	
302	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)	C 3 6 1	
59	p-オクチルフェノール	C 4 1 2	
62	2,6-キシレノール	C 4 1 2	アルコール、エーテル、アルデヒド及びケトンの構造を有する単環炭化水素化合物
67	クレゾール	C 4 1 2	
242	ノニルフェノール	C 4 1 2	
254	ヒドロキノン	C 4 1 2	
260	ピロカテコール(別名カテコール)	C 4 1 2	
266	フェノール	C 4 1 2	
35	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)	C 4 1 3	
57	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	C 4 1 3	
308	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル	C 4 1 3 (G 1	
309	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	C 4 1 3 (G 1	
14	o-アニシジン	C 4 2 1	
21	m-アミノフェノール	C 4 2 1	
265	p-フェネチジン	C 4 2 1	
344	2-メトキシ-5-メチルアニリン	C 4 2 1	
158	2,4-ジニトロフェノール	C 4 2 2	
239	p-ニトロフェノール	C 4 2 2	
244	ピクリン酸	C 4 2 2	
339	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	C 4 2 2	
97	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)	C 4 2 3	
131	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)	C 4 2 3	
197	デカブロモジフェニルエーテル	C 4 2 3	
221	2,4,6-トリプロモフェノール	C 4 2 3	
303	ペンタクロロフェノール	C 4 2 3	
261	フェニルオキシラン	C 4 5 1	
182	チオフェノール	C 4 7 1	
298	ベンズアルデヒド	C 5 1 1	
104	サリチルアルデヒド	C 5 2 1	

第1種指定化学物質分類表

政令 番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別 分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
122	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロ ピザミド)	C 6 1 1	第九分類 カルボン酸系、硫黄酸 系、窒素酸系、炭酸 系、シアン酸系及びそ れら誘導体の構造を有 する単環炭化水素化合 物並びに脂環式単環炭 化水素化合物
205	テレフタル酸	C 6 1 1	
206	テレフタル酸ジメチル	C 6 1 1	
269	フタル酸ジ-n-オクチル	C 6 1 1	
270	フタル酸ジ-n-ブチル	C 6 1 1	
271	フタル酸ジ-n-ヘプチル	C 6 1 1	
272	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	C 6 1 1	
273	フタル酸n-ブチル=ベンジル	C 6 1 1	
300	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	C 6 1 1	
312	無水フタル酸	C 6 1 1	
275	N-tert-ブチル-N'(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド (別名テプフェノジド)	C 6 2 2	
143	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロロニル又はDBN)	C 6 5 1	
174	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシ ニル)	C 6 5 1	
199	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	C 6 5 1	
277	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキ シ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)	C 6 5 1	
105	-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-, , -トリフルオロ- p-トリル)-D-バリナート(別名フルバリネート)	C 6 5 2	
106	-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルプ チラート(別名フェンバレレート)	C 6 5 2	
107	-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチル シクロプロパンカルボキシラート(別名シベルメトリン)	C 6 5 2	
24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10 から14までのもの及びその混合物に限る。)	C 7 1 1	
125	2',4'-ジクロロ-, , -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンア ニリド(別名フルスルファミド)	C 7 1 3	
110	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベン カルブ又はベンチオカーブ)	C 7 5 1	
165	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノ チオカルブ)	C 7 5 1	
170	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル (別名エスプロカルブ)	C 7 5 1	
325	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ 又はMIPC)	C 7 5 1	
326	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名プロボキシル 又はPHC)	C 7 5 1	
328	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)	C 7 5 1	
330	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又 はBPMC)	C 7 5 1	
338	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシア ネート)	C 7 7 0	
255	4-ピニル-1-シクロヘキセン	C 8 1 4	
114	シクロヘキシルアミン	C 8 3 1	
202	テトラヒドロメチル無水フタル酸	C 8 6 1	
267	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロ プロパンカルボキシラート(別名ベルメトリン)	C 8 6 1	
279	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スル フィット(別名プロバルギット又はBPPS)	C 8 7 0	
27	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネー ト	C 8 8 2	

第1種指定化学物質分類表

政令番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別分類整理番号	対応化学物質分類名(案)	
36	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)	C 9 2 1	第十分類 その他の単環炭化水素化合物	
37	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(別名EPN)	C 9 2 1		
148	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)	C 9 2 1		
150	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)	C 9 2 1		
153	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)	C 9 2 1		
173	2-[(ジメトキシホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)	C 9 2 1		
183	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)	C 9 2 1		
184	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)	C 9 2 1		
190	チオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロフェンチオン又はECP)	C 9 2 1		
192	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェントロチオン又はMEP)	C 9 2 1		
193	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)	C 9 2 1		
195	チオリン酸O-4-ブロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)	C 9 2 1		
196	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)	C 9 2 1		
347	リン酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名クロルフェンビンホス又はCVP)	C 9 2 1		
348	リン酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルビンホス)	C 9 2 1		
353	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	C 9 2 1		
289	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)	C 9 5 i		
138	3,3'-ジクロロベンジジン	D 1 3 1		第十一分類 多環炭化水素化合物
171	3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)	D 1 3 1		
306	ポリ塩化ピフェニル(別名PCB)	D 1 3 1		
120	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	D 2 1 1		
340	4,4'-メチレンジアニリン	D 2 1 1		
341	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	D 2 1 1		
29	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)	D 2 1 3		
30	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限)	D 2 1 3 (G 1)		
215	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	D 2 1 3		
229	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)	D 4 1 4		
31	2,2'-(イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ])ジエタノール	D 4 1 6		
329	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)	D 4 1 7		
290	1,4,5,6,7,7'-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	D 4 4 2		
41	エチレンイミン	E 1 1 0	第十二分類 三から五原子環の複素環化合物	
161	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)	E 3 1 1		
327	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	E 3 1 1		
152	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)	E 3 4 1		

第1種指定化学物質分類表

政令番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
189	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)	E 3 4 8	
115	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	E 3 5 7	
282	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	E 3 5 7	
301	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセツト)	E 3 5 7	
18	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[トリフルオロメチル]スルフィニル]ピラゾール(別名)	E 3 6 5	
126	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)	E 3 6 5	
141	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)	E 3 6 5	
142	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート(別名ピラゾレート)	E 3 6 5	
278	tert-ブチル=4-(((1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン)アミノオキシ)メチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)	E 3 6 5	
281	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)	E 3 6 5	
32	2-イミダゾリジンチオン	E 3 6 6	
276	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	E 3 6 7	
147	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	E 3 8 3	
19	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)	E 3 9 1	
53	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)	E 3 9 1	
79	1-((2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコ)	E 3 9 1	
92	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)	E 3 9 1	
111	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)スルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)	E 3 9 1	
154	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMT)	E 3 9 1	
257	1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ピテルタノール)	E 3 9 1	
78	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)- , , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)	E 4 6 6	第十三分類
168	1,1'-ジメチル-4,4'-ピピリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)	E 4 6 6	その他の複素環化合物
169	1,1'-ジメチル-4,4'-ピピリジニウム=ジクロリド(別名バラコート又はバラコートジクロリド)	E 4 6 6	
188	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	E 4 6 6	
194	チオリン酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)	E 4 6 6	
216	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)	E 4 6 6	
256	2-ピニルピリジン	E 4 6 6	
259	ピリジン	E 4 6 6	
336	3-メチルピリジン	E 4 6 6	
337	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメベレート)	E 4 6 6	
342	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)	E 4 6 6	
246	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)	E 4 6 7	
113	1,4-ジオキサソ	E 4 7 1	
179	ダイオキシソ	E 4 7 1	

第1種指定化学物質分類表

政令 番号	第一種指定化学物質名	化審法構造別 分類整理番号	対応化学物質分類名(案)
146	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)	E 4 7 3	
185	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	E 4 8 4	
322	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)	E 4 8 4	
331	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスル)	E 4 8 4	
187	チオリン酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)	E 4 8 5	
258	ピペラジン	E 4 8 5	
186	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	E 4 8 6	
280	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)	E 4 8 6	
34	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)	E 4 8 8	
75	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)	E 4 9 4	
90	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)	E 4 9 4	
245	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)	E 4 9 4	
212	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	E 4 9 5	
218	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン	E 4 9 5	
180	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)	E 4 a 6	
274	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名プロフェジン)	E 4 a 6	
247	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)	E 4 b 0	
39	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)	E 5 3 1	
61	-カプロラクタム	E 5 3 3	
291	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド(別名エンドスルファン又は)	E 5 7 5	
334	6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノキサリン-2-オン	E 6 4 3	
343	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名メトキサレン)	E 6 4 3	
51	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)	E 6 4 4	
198	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)	E 6 4 4	

秘密情報の請求 決定に関する手続のイメージ

